

かわさき景観カード写真募集要項

1 趣旨・目的

現在の川崎市の景観は、多様な地形やみどり、河川等の様々な自然景観、高層建築物等が集積する都市景観、これまで積み重ねられてきたまちの歴史、現在の人々の生活する姿など、多種多様な要素から成り立っています。

市内のさまざまな景観に理解を深め、景観まちづくりに関心を持ってもらうことを目的として、景観の特徴や魅力を手軽に伝えられる「かわさき景観カード」を制作し、市内の景観を魅力的に伝える写真を広く募集します。

2 募集する写真

別紙に示す景観資源の特徴や魅力を表す写真

3 応募期間

令和4年11月7日（月）～12月15日（木）

※応募期間は変更になる場合があります。

4 応募方法

応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。

- (1) インスタグラム (@kawasaki_townscape) をフォローする
- (2) インスタグラム投稿時に「#かわさき景観カード」と別紙に示す「#景観スポットの名称」を添えて投稿する

5 応募規定

- ・プロ、アマチュア、居住地を問わず、どなたでも応募いただけます。
- ・同じ人が、何度応募いただいてもかまいません。
- ・1投稿につき、写真1枚の応募にしてください。
- ・複数枚投稿されている場合には、1枚目のみを対象とします。
- ・風景を主とした写真を応募してください。
- ・過去に撮影した写真も対象とします。
- ・一般的に立入禁止区域と指定されている場所で撮影した写真は応募できません。
- ・他のコンテストなどで応募中の写真は応募できません。
- ・写真には、日付や応募者の名前など、文字情報を入れないでください。
- ・個人などを特定できる写真を応募する場合には応募者の責任において事前に承諾を得ることとし、応募された写真で肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合、川崎市は一切責任を負わず、応募者の責任によって問題を解決するものとします。
- ・写真の応募をもって、本要項に同意したものとします。

6 写真の利用について

- ・かわさき景観カードの制作、ホームページ掲載、インスタグラム掲載等、景観普及啓発活動に使用します。
- ・写真の著作権は応募者に帰属しますが、本要項で規定する用途に無条件かつ無償で利用させていただきます。
- ・制作の際に、より解像度の高い画像データの追加提出をお願いする場合があります。
- ・制作の際に、写真をトリミング、若干の加工等を行う場合があります。

7 問い合わせ先

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3022

FAX：044-200-3969

E-mail：50keikan@city.kawasaki.jp